

## 健康障害防止指針（がん原性指針）の対象物質の追加について

### I 指針公表の根拠及び指針の統合

平成3年以降、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣は「がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの」として告示で定めるとともに、その物質に関する健康障害防止指針を公表してきた。

平成3年から平成18年までに、四塩化炭素をはじめとする計18物質を告示で定め、物質ごとに18の指針を公表してきたが、平成23年10月、指針対象物質として8物質を追加するとともに、各指針には共通部分が多いことから、前述の18物質と合わせた計26物質について、これまでの指針と統合した形で新たな指針を定めた（平成23年10月28日健康障害を防止するための指針公示第21号。以下「指針公示第21号」という。）。

### II 指針統合後の対象物質の追加

<これまで>

- 1 平成24年10月10日、指針対象物質に関する告示を改正して2物質（①1-ブロモブタン、②2-アミノ-4-クロロフェノール）を追加するとともに、計28物質に関する指針として、指針公示第21号を全部改正する形で指針公示第23号を公表した。
- 2 平成25年10月1日、指針対象物質に関する告示を改正してN,N-ジメチルアセトアミドを追加するとともに、計29物質に関する指針として、指針公示第23号を一部改正する形で指針公示第24号を公表した。
- 3 平成26年10月31日、有機溶剤中毒予防規則で規制されている物質のうち、発がんのおそれのある10物質について、発がん予防の観点から、含有量1%超えの有機溶剤業務に限り、特定化学物質障害予防規則により規制することとなり、これに伴い、既に指針対象となっていた6物質について、含有量1%超えの有機溶剤業務を指針の対象から除外し、指針対象となっていなかった4物質（有機溶剤業務以外の業務で含有量1%超えに限る。）について新たに指針に加えるとともに、ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイトを追加し、計34物質に関する指針として、指針公示第24号を一部改正する形で指針公示第25号を公表した。

### III 今回の検討会での検討事項

今回の「化学物質の健康障害防止措置に関する検討会」においては、指針対象追加予定物質について、指針を運用するための専門的事項（①保護具、②作業環境測定の方法・測定結果の評価指標）について検討していただく。検討していただいた事項は、指針の施行通達に反映させる予定である。

## ＜参考＞最新の指針（指針公示第 25 号）の内容

### 1 趣旨

- 対象物質及び対象物質を重量の 1 %を超えて含有するものを製造し、又は取り扱う労働者の健康障害を防止するため、事業者が講ずべき措置を定める

### 2 対象物質（CAS 登録番号）

- 34 物質の物質名及び CAS 登録番号を列挙

### 3 対象物質へのばく露を低減するための措置について

- 指針対象物質の適用法令により、次の 3 つのグループに類型化して措置を規定
- (1)～(3)とも、作業環境管理、作業管理、排気・排液等による汚染防止、保護具、作業基準の策定を規定  
(※使用すべき保護具は、施行通達で示す。)
  - (1)有機溶剤中毒予防規則の対象物質（含有量 5 %超え）
  - (2)特定化学物質障害予防規則の対象物質（含有量 5 %超え）
  - (3)上記(1)、(2)以外の物質

### 4 作業環境測定について

- 指針対象物質の適用法令により、次の 2 つのグループに類型化して措置を規定
- 評価指標の設定できない物質については、測定のみ規定
- 測定結果、評価結果の保存は 30 年間  
(※測定方法、評価指標は、施行通達で示す。)
  - (1)有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則の対象物質（含有量 5 %超え）
  - (2)(1)以外の物質

### 5 労働衛生教育について

- 教育内容、時間を規定

### 6 労働者の把握について

- 対象物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1 月を超えない期間ごとに氏名、業務概要等の記録を行うことを規定

### 7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について

- 対象物質の適用法令により、次の 3 つのグループに類型化して措置を規定
  - (1)表示、SDS 交付がともに義務付けられている物質
  - (2)SDS 交付のみが義務付けられている物質
  - (3)どちらも義務付けられていない物質